

実 施 要 綱

1. 事業名

健康保険委員登録事業所向けヘルスケアサポート

2. 概要

全国健康保険協会 東京支部（以下、「東京支部」という）の健康保険委員登録事業所に所属する被保険者及び被扶養者（以下、「健康保険委員等」という）に対し、サポート提供者（以下、「協賛企業」という）が、東京支部へ提示し、かつ承認を受けた各種サポート等（以下、「サービス等」という）を提供するもの。

3. 提供内容

運動・健康づくり・メンタルヘルス等、健康保険委員等の健康増進に資するもの

4. 提供対象

健康保険委員等

5. 提供方法

協賛企業は、上記4のうち、サービス等の提供を希望する者（以下、「利用者等」という）に対し、サービス等を提供する。

なお、サービス等の提供にあたり、協賛企業は、利用者等が提供対象に該当するか否かの確認を実施する。

詳細は、「健康保険委員登録事業所向けヘルスケアサポートに係るガイドライン」等を参照すること。

6. 費用負担

サポート等の提供にかかる費用等の一切は、全て協賛企業が負担するものとする。

7. 委託期間等

委託期間は、覚書締結日から期間満了日（3月31日）までとする。

委託期間を更新しない場合は、期間満了日の3ヶ月前までに、一方または双方より、その旨を「変更申出書（別紙4）」等により申し出ることとする。その場合、期間満了日をもって、本案件にかかる委託期間は終了となる。

協賛企業は、サービス等の提供終了にあたり、利用者等が不利益を被ることがないように丁寧な対応を心掛けるとともに、周知広報等を適切に実施する必要がある。

なお、特段申出等がなかった場合は、期間満了日の翌日から1年間の自動更新とし、以後同様の取扱いとする。

詳細は、「健康保険委員登録事業所向けヘルスケアサポートに係るガイドライン」等を参照すること。

8. 問い合わせ対応

協賛企業は、自らが提供するサービス等に関する問い合わせ等があった場合、これに応じるものとする。

9. 広報

- ① 東京支部ホームページへ協賛企業情報（名称／所在地／電話番号等）及びそのサポート内容等を掲載することについて、了承すること。
- ② 協賛企業が本案件について独自の広報等を実施する場合、あらかじめ東京支部に申出をし、了承が得られた場合のみ実施可とする。

10. 利用状況等の報告

- ① 協賛企業は、サポート利用者数等の集計を毎月行う。
集計内容：利用者数
- ② 月ごとの利用者数について、東京支部へ年度内4回（7月／10月／1月／4月の20日期限）、「利用状況報告書（様式5）」による報告を行う。
（郵送、FAXのいずれか）
- ③ その他不測の事象が発生した場合も東京支部へ報告する。
詳細は、「健康保険委員登録事業所向けヘルスケアサポートに係るガイドライン」等を参照すること。

11. サービス等の変更等（追加・終了等含む）

- ① サービス等の変更は、原則期間満了日の3ヶ月前までに、変更後のサービス内容が分かる資料を添付のうえ、「変更申出書（別紙4）」等により東京支部へ申出を行う。
- ② 上記①について、東京支部の承認が下りた場合は、期間満了日の翌日から変更内容が適用となる。
- ③ 原則、東京支部の承認が下りる前にサポート内容の変更等を行ってはならない。
（緊急を要する場合を除く）
- ④ 内容について、東京支部より照会等があった場合は速やかに対応する。
詳細は、「健康保険委員登録事業所向けヘルスケアサポートに係るガイドライン」等を参照すること。

12. セキュリティ対策

個人情報保護及び必要なセキュリティ対策等について、協賛企業は万全を期すものとし、実施体制の整備や従業員の教育等を着実に実施すること。

13. その他留意事項

覚書及び「健康保険委員登録事業所向けヘルスケアサポートに係るガイドライン」等に準ずるものとし、疑義が生じた場合は別途協議のうえ決定する。

なお、上記ガイドライン等については、内容等が随時変更となる場合がある。

<問い合わせ先>

全国健康保険協会 東京支部 企画総務グループ

TEL : 03-6853-6530 FAX : 03-6853-6565
